

公共工事における出来高部分払方式の試行（85件）を通じた効果の検証及び考察

国土交通省国土技術政策総合研究所

○渡邊 孝雄*

国土交通省国土技術政策総合研究所

溝口 宏樹*

国土交通省国土技術政策総合研究所

齋藤 守*

By Takao WATANABE、Hiroki MIZOGUCHI、Mamoru SAITOU

我が国の公共工事における出来高部分払方式について、平成13年から、2件の工事で試行を開始し、その効果を検証した。さらに、平成14年度から国土交通省においては、統一的な試行実施要領を定め、試行を全国展開している。

本稿では、平成13～15年度発注の試行工事のうち平成15年度末までに工期を迎えた85件の試行工事について、アンケート調査によるフォローアップを行い、その結果から得られた効果について検証し考察を行った。

【キーワード】出来高部分払、設計変更協議、前払金、建設契約

1. はじめに

我が国の公共工事の工事代金の支払方法は、前払金と完成払の2回の支払が通例となっている。このような状況下で、工事代金の支払や設計変更協議に関する課題を踏まえ、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指す「出来高部分払方式(Progress Payment/プログレス・ペイメント)」の初めての試行を平成13年3月から、2件の工事で開始した。(図-1、2)

この第一次試行工事の約1年間にわたるモニタリング、諸外国の実態調査等を通じて、効果の検証及び課題の抽出を行い、効果と課題がある程度明らかになった。しかし、2件の工事のみで本方式の全ての評価を下すことは適当ではなく、また、一層効果的かつ効率的な実施に向けて、試行結果を次の実施方法にフィードバックしていくことが重要であるため、平成14年8月には、第一次試行等の結果を踏まえて統一的な試行実施要領を定め、工事件数を大幅に増やし試行を全国に展開している。

本稿では、平成13～15年度発注の試行工事116件のうち、平成15年度末までに工期を迎えた85件の工事について、受発注者双方へのアンケート調査によるフォローアップ結果から得られた効果について報告する。

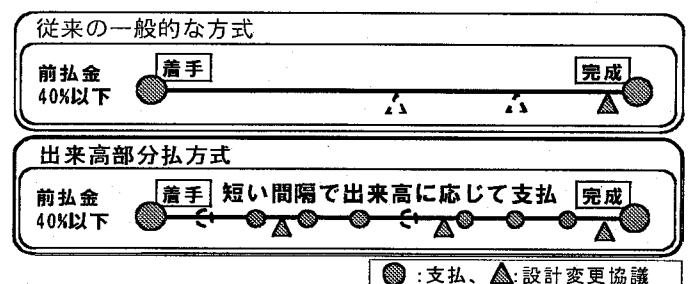


図-1 「出来高部分払方式」

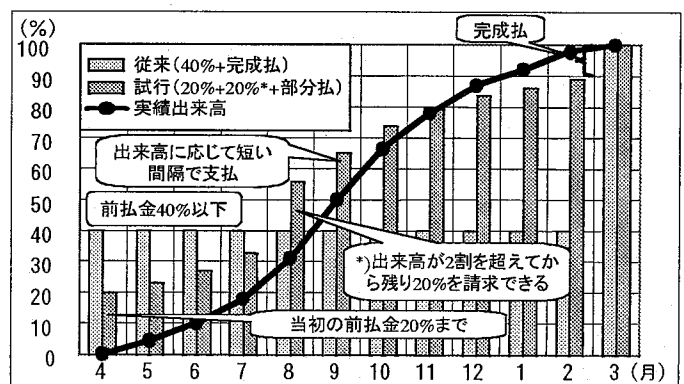


図-2 「出来高と支払の関係」

2. 試行工事フォローアップの概要

平成13～15年度発注の試行工事116件のうち、平成15年度末までに工期を迎えた85件の工事の内訳をみると、工期については、12ヶ月超が14%(12件)、12ヶ月以下が86%(73件)で、工期12ヶ月以下の短いものが多い。また、契約金額については、3億円以上の工事が17%(14件)、3億円未満の工事が83%(71件)であり、大規模な工事が少ない。部分払の実施回数は、3回以上

実施した工事が20%(17件)、2回実施した工事が35%(30件)、1回実施した工事が45%(38件)であり、部分払の実施回数を3回以上実施した工事は、20%(17件)と少ない。

3. フォローアップの目的・方法

フォローアップは、本方式の今後の一層効果的かつ効率的な実施方策の検討に資するよう、効果及び課題の把握等を行うことを目的として、発注者、受注者双方に対するアンケート調査により行った。

アンケート対象者は、発注者側では、監督員、積算担当者、検査官、経理担当者、受注者側では、元請(現場代理人、経理担当者、経営者)、下請とし、実施時期は、着手時、中間時、完成時の計3回とした。

4. アンケート調査結果から得られた主な効果

(1)『より双務性の高い設計変更』

発注者側19%、請負者側25%が、設計変更協議を随時実施することにより設計変更に関するリスクを回避できるようになったと回答し、発注者側に比べ請負者側がリスク回避の効果が多く見られる。

このうち、指示、協議及び設計変更等に伴う協議回

数が従来より増えた場合で見ると、42%の請負者側が設計変更に関するリスクが回避できたという回答をしており、設計変更案件が生じた際にその都度協議することによる効果が見られる。(図-3)

具体的な意見を見ると、「短い間隔で協議が行われることにより、現場代理人、監督員、積算担当者の3者間の意思疎通が図られた」などの意見があり、協議の過程において、発注者とのより一層の意思の疎通、個々の案件をより検討できるなどの協議内容の充実も図られると考えられる。

今後、より効果を高めるためには、受発注者間で適宜行う指示、協議の段階で、懸案事項をその都度確実に決着させることが重要である。

(2)『受発注者のコスト意識の向上』

発注者側27%、請負者側51%が、出来高に応じた部分払や設計変更協議を行う過程で工種毎などのコスト意識が向上すると回答しており、発注者側より請負者側で、その傾向が多く見られ、約半数以上が、コスト意識が向上すると回答している。(図-4)

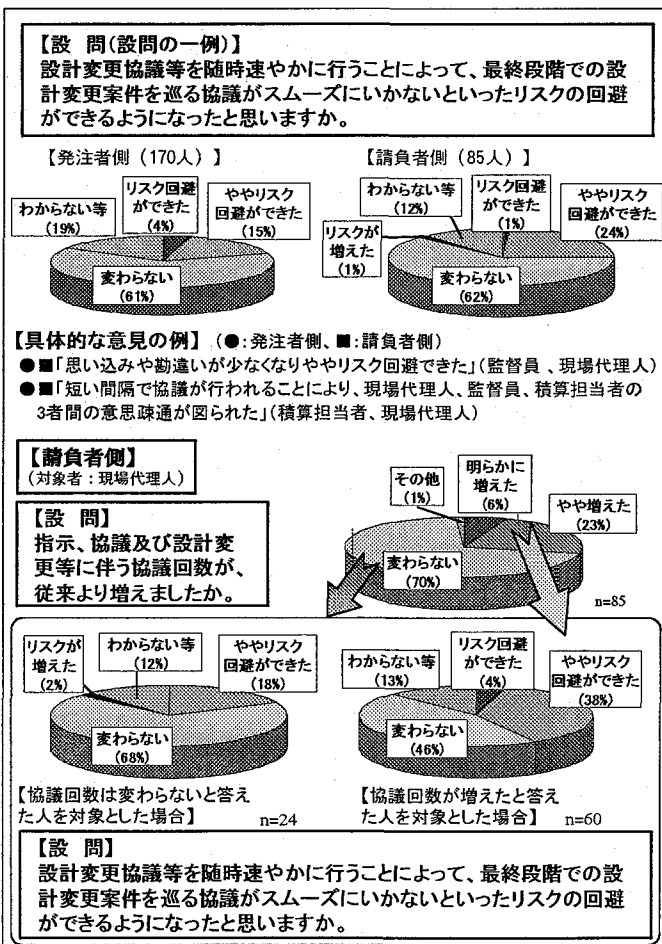


図-3 「より双務性の高い設計変更」

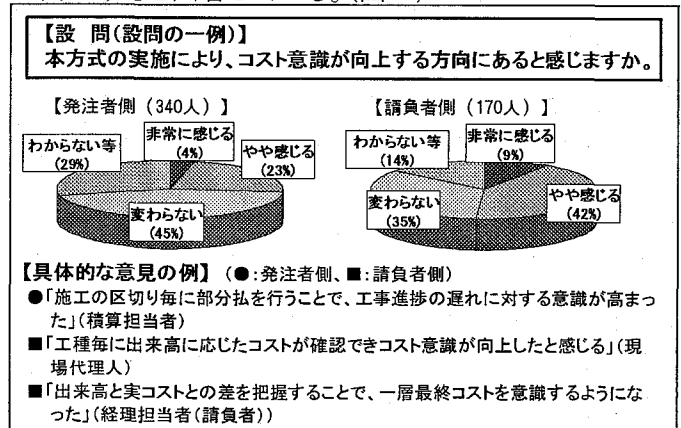


図-4 「受発注者のコスト意識の向上」

具体的な意見を見ると、「出来高と実コストの差を把握することで、一層最終コストを意識するようになった」などの意見があり、工種毎の金額がいくらかということのみならず、コスト管理に対する意識の向上という効果も見られる。また、「施工の区切り毎に部分払を行うことで、工事進捗の遅れに対する意識が高まった」との意見もあり、時間管理に対する意識の向上という新たな観点での効果が確認された。

今後、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を行う過程で、工事コストの意識が自然と身につけられるようコストを把握する機会を増やしていくことが重要である。

(3)『経済効果の早期発見』

下請への支払形態について、従前から全額現金または短期手形で支払っている者を除いた者を対象にすると、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったとの回答は、元請34%、下請16%であった。(図-5)

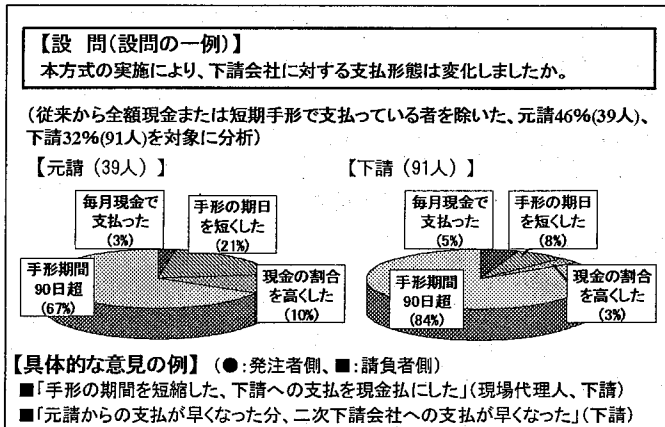


図-5「経済効果の早期発見」

具体的な意見を見ると、「元請からの支払が早くなった分、二次下請会社への支払が早くなった」との意見もあり、部分払をすることで、下請への工事代金の速やかな流通も確認できた。

ただし、実施要領には、「一次下請業者に対する工事代金の支払いは速やかに現金又は90日以内の手形で支払うよう指導する」と規定されているものの、結果として、従来、「90日超の長期手形」で支払を行っていた元請のうち、本方式の試行で「現金又は90日以下の短期手形」とした元請は3割にとどまっている。すなわち、7割は依然90日超の手形で支払うなど、これまで実施要領どおり試行されていない割合が多いため、本方式で期待される効果が十分発揮されていない可能性がある。

今後、受発注者間での周知・徹底を図るとともに、元請への指導の徹底が必要である。

(4)『受注者の財務状況の改善』

元請44%、下請29%が本方式の実施により、借入金の削減、資金計画が立てやすくなるなどの財務状況改善の効果があると感じている。また、仮に、ほとんどの現場で短い間隔で支払が実施されれば会社の経営は楽になると思うと元請60%、下請66%が回答しており、本方式が広く普及することによる財務状況改善への期待感がうかがえる。(図-6)

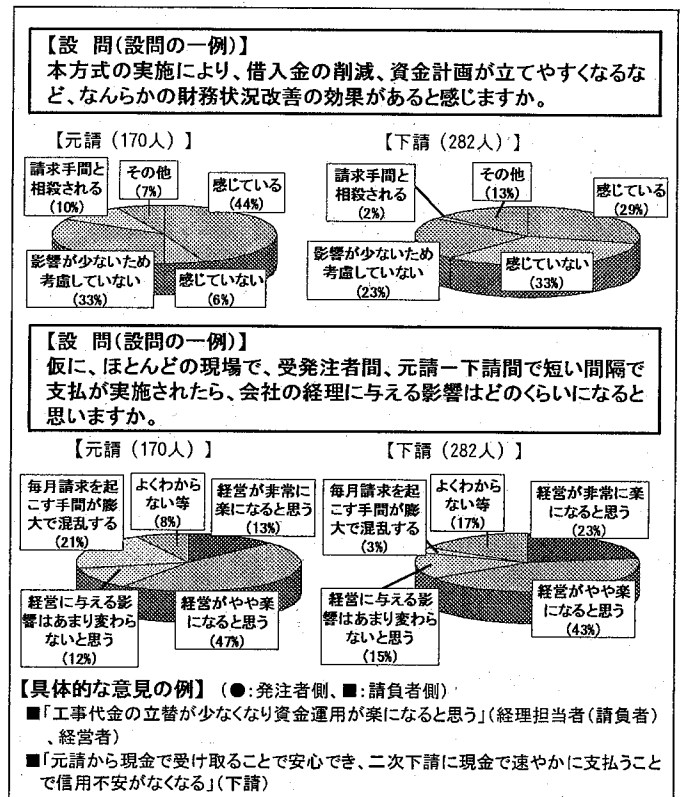


図-6「受注者の財務状況の改善」

具体的な意見を見ると、「工事代金の立替が少なくなり、資金運用が楽になると思う」、「元請から現金で受け取ることで安心でき、二次下請に現金で速やかに支払うことで信用不安がなくなる」との意見もあり、部分払を行うことで、受注者の借入金の減少や、下請への速やかな支払が可能となり、経営の安定や、会社の信用が高まるなどの効果が期待できる。

今後、短い間隔で出来高に応じた部分払において、現金又は短期手形での支払を続けていくことが重要である。

(5)『工事の品質の向上』

発注者側54%、請負者側57%が、部分払を行う際の出来高確認、既済部分検査を実施することによって、より目的物の品質、書類の程度など工事の品質が向上する傾向にあると回答しており、受発注者とも、約半数以上が効果を感じている。(図-7)

具体的な意見を見ると、「既済部分検査時の指摘はその後の施工において是正され、最終的には品質及び出来ばえの向上が期待できる」との意見があり、工期の途中で出来高確認や既済部分検査を行う際に品質確認もでき、それ以降の施工、施工管理の改善にも生かされるため、品質の向上が期待される。

今後、より効果を高めるためには、積極的に短い間隔で出来高に応じてポイントを絞った確認・既済部分検査等を実施していくことが重要である。

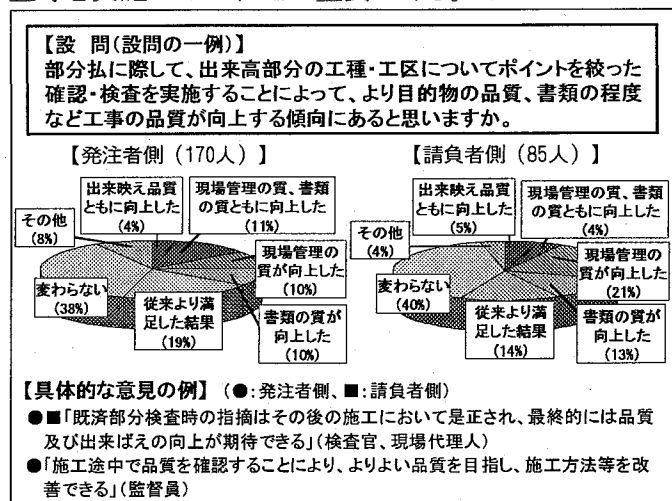


図-7 「工事の品質の向上」

(6) 『受発注者の技術力の向上』

発注者側32%、請負者側45%が、随時行われる設計変更協議や既済部分検査等を行う過程において、技術的な向上があると回答している。(図-8)

具体的な意見を見ると、「数回の検査を受けることによって、検査官・発注者・受注者3者のディスカッションの場が増え、相互の技術向上につながる」などの意見があり、既済部分検査や設計変更協議をすることにより、受発注者間で技術的な観点から、お互いに切磋琢磨する機会が増え、総合的な技術力の向上が期待される。

今後、より効果を高めるためには、短い間隔で出来高に応じて既済部分検査・設計変更協議等を実施して、技術的な議論をする場を増やすことが重要である。

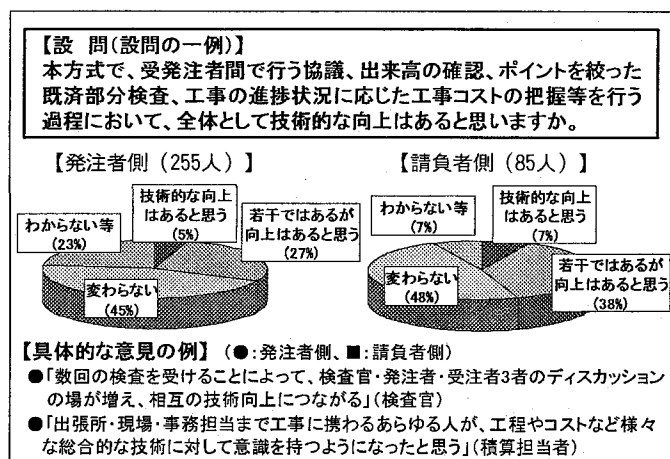


図-8 「受発注者の技術力の向上」

5. おわりに

本稿は、平成13～15年度発注の試行工事116件のうち、平成15年度末までに工期末を迎えた85件の工事から得られた効果についての中間的な検証及び考察であるが、部分払方式における期待される効果については、概ね確認できたと考える。しかしながら、工期の長い工事や部分払回数が多い工事がまだまだ少ないため、今後、これらに着目して分析していく必要がある。

今後もさらに、検査の効率化のための改善を行うとともに、実際の現場で試行を重ね、出来高部分払方式のより効果的かつ効率的な方法を見出す工夫が極めて重要であると考えます。

【参考文献】

- 1) 定期一設計変更協議・部分払方式実施研究会：出来高部分払方式検討報告書、2002
- 2) 国土交通省国土技術政策総合研究所：欧州(ドイツ・オランダ・イギリス)における公共工事代金の支払方法等に関する調査報告書、2002

Verification and Consideration of an effect of Progress Payment for Public Construction Works in JAPAN through Trial Application to 85 Projects

By Tako WATANABE ,Hiroki MIZOGUCHI, Mamoru SAITOU

In 2001, a progress payment system for public works was adopted for two projects as a trial basis in Japan and its effectiveness compared with the traditional system were examined and verified. Furthermore, in 2002, a standard implementation program for the new payment system was produced by the Ministry of Land, Infrastructure and Transportation, and therefore many trial projects for the new payment system were commenced all over Japan. In this report, we present the results of the examination and verification of the effectiveness of adopting new payment system, based on the follow-up questionnaire survey for above 85 trial projects for which orders were placed between 2001 and 2003 and were completed by 2003 fiscal year.